

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
地域資源活用展開支援事業実施要領

制 定 3 環バ第 3 4 5 号
令和 4 年 4 月 1 日
大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第 1 目的

地域資源活用展開支援事業交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 環バ第 3 4 6 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の地域資源活用展開支援事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄の大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環バ課長」という。）が別に定める者は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び法人格を有さない団体で環バ課長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 7 の別記様式第 1 号別添 1 に記載の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式を併せて環バ課長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表 2 の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 地域資源活用展開支援事業

(1) 専門家によるワンストップ対応型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、検討開始から事業実施までの各段階における課題解決のため、農林漁業者や地方自治体等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じた

専門家による相談対応、研修会の開催、現地への派遣等を実施する。

(補助対象経費)

専門家謝金、事務局員手当、調査員手当、旅費、会場借料、アルバイト賃金、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

(2) 先進事例の情報普及型

バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例について、LCA(Life Cycle Assessment)を考慮したCO₂排出・削減量を見える化するための調査、構想策定の手引きの作成、情報発信ツールの整備構築等について支援する。

(補助対象経費)

専門家謝金、事務局員手当、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び委託料(コンサルタント等)

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

第5 採択基準

交付等要綱第5の環バ課長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域資源活用展開支援事業のうち専門家によるワンストップ対応型
 - (1) 事業実施主体が農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーに関する専門的知見及び経験を十分に有していること。
 - (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 2 地域資源活用展開支援事業のうち先進事例の情報普及型
 - (1) 事業実施主体が農山漁村におけるバイオマスの利活用に関する専門的な知見及び経験を十分に有していること。
 - (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第7の2の規定に基づき、別記様式第1号別添1により事業実施計画を作成し、大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画の変更(交付等要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請につい

ては、交付等要綱第 13 の別記様式第 3 号の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の（8）の備考欄に記載し、かつ資料を添付することにより大臣の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- （1）委託先が決定している場合は、委託先名
- （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第 18 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

第8 報告又は指導

環バ課長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 権利の帰属

- 1 環バ課長は、本事業開始日までに、事業実施主体が次の（1）から（4）までのいずれの規定も遵守する確認書を環バ課長に提出する場合、本知的財産権を事業実施主体から譲り受けないものとする。ただし、本事業に係る成果の著作物に係る著作権について、環バ課長による当該著作物の利用に必要な範囲内において、環バ課長が実施する権利及び環バ課長が第三者に実施を許諾する権利を、環バ課長に許諾したものとする。事業実施主体は、環バ課長及び環バ課長が実施許諾した第三者による実施について、著作人格権を行使しない。また、事業実施主体は、当該著作物の著作者が事業実施主体以外の者であるときは、当該著作者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとる。

- （1）事業実施主体は、第7に定める事業実施状況等に係る報告書に、本事業を実施することにより得られた成果の詳細を記載すること。
- （2）本知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物を創出した場合）には、遅滞なく環バ課長にその旨を報告すること。
- （3）日本国政府の要請に応じて、環バ課長が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、本知的財産権を無償で利用する権利を、環バ課長に許諾すること。
- （4）本知的財産権を相当期間活用していないことが認められ、かつ、本知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められ

ない場合であって、日本国政府の要請に応じて、環バ課長が本知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして求めるときは、本知的財産権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

- (5) 本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をしようとするときは、事前に環バ課長と協議して承諾を得ること。
- 2 受託者が得た本知的財産権は、受託者が1の(1)から(4)までの条件に従うことに同意する場合に限り、事業実施主体と受託者の協議により受託者に帰属させることができる。事業実施主体は、受託者との間で、自己が環バ課長に対して負担する義務と同様の義務を、受託者に負わせる契約を締結するものとする。
- 3 事業実施主体が前2項のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと環バ課長が認める場合には、事業実施主体は本知的財産権を無償で環バ課長に譲り渡さなければならない。
- 4 事業実施主体は、本知的財産権を第三者に譲渡又は許諾をする場合は、本条第1項及び第3項、第9条、及び第10条の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第2関係）

地域資源活用展開支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（月～月）

6 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料